

環境保全に関する協定書（案）

俱知安町（以下「甲」という。）と申請者（以下「乙」という。）との間において、乙が申請地内において分譲型宿泊施設を建築することについて、次のとおり協定を締結する。

第1条 乙は、分譲型宿泊施設の建築にあたり、自然公園区域内における建築物及び土地の利用に関する要綱（以下「要綱」という。）の趣旨に沿って、この要綱による建築行為等の基準を遵守し、誠実に建築するものとする。

第2条 乙は、事業を行う場合には、事前に利害関係を有する地元住民に事業の計画等を周知し、工事に係る紛争を未然に防止するとともに良好な近隣関係と生活環境を維持するものとする。

第3条 乙は、分譲型宿泊施設の建築により発生する騒音・振動・排水等公害について、関係諸法令に基づき必要な措置を講ずるとともに、万一乙の不法行為によって他人の権利を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する。

第4条 乙は、地域に及ぼす環境等への負荷を最小限に抑えるため、次に該当する行為にあつては、冬季間（12月20日から翌年3月20日までの期間）の当該工事の施工を自粛することとする。

（1） 建築物の建築等の工事のうち次に掲げるもの

- ア 土工事
- イ 躯体工事
- ウ 外装工事
- エ 外構工事

（2） 開発行為における造成工事

（3） 建築物に付随する工作物の土工事及び基礎工事

（4） 井戸や温泉等のさく井工事

（5） 80平方メートルを超える解体工事

第5条 乙は、事業敷地内の植栽等を積極的に行うとともに、特に次の事項を遵守する。

- 1 乙は、事業敷地内に既存樹木等が少ない場合は、積極的に植栽等をするものとし、その面積は事業敷地内の10%以上とすること。
- 2 乙は、施設が竣工した時から1年以内に植栽を完了するものとし、可能な限り周辺の生態系に配慮することとする。
- 3 乙は、事業敷地が面する前面道路から建築物の主たる入口の周囲及びアプローチ部分の植栽等に努めるものとする。

第6条 乙は、事業敷地の伐採又は土地の形質変更と、建築物の建築等との間に、理由なく時間をあけ、放置状態をつくらないこととする。

第7条 乙は、建築物の外観が、著しい破損、腐食等を生ずることにより周辺の良好な景観に対し、支障とならないよう適切に維持保全をするよう努めることとする。

第8条 乙は、建築物に付属する施設として整備されたものについては、その機能を地域における経済活動に寄与するように適正な管理に努めることとする。

第9条 乙は、土地等及びその周辺の美化及び良好な街並みの保持に努めることとし、当該土地等が管理不良状態にある時は、自らの責任において、草木の除去、法面の保護、緑地の造成等その他必要な措置を講じて景観に対し支障とならないよう適切に維持保全することとする。

第10条 甲は、乙がこの協定に定める義務を履行しない場合に、必要に応じ当該事業の改善措置を指導し、それでも従わない場合は、改善措置を勧告することができる。

第11条 甲は、乙が分譲型宿泊施設の所有権、利用する権利等を第三者に譲渡した場合は、本協定書内の乙の権利・義務の一切を当該第三者が地位継承することを、予め承諾する。

第12条 この協定に定めるものの他、必要な事項はその都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を所有する。

平成 年 月 日

甲 住所 虻田郡倶知安町北1条東3丁目
氏名 倶知安町長 西 江 栄 二

乙 住所
氏名